

平成28年6月28日

各位

会社名 株式会社 フード・プラネット
代表者名 代表取締役社長 アンドリュー・ネイサン
(コード：7853 東証第二部)
問合せ先 経営企画室長 綿貫 涼子
(TEL 03-4577-8701)

不適切な会計処理に係る改善計画・状況報告書及び、平成27年3月19日開示の不適切な開示に対する改善内容と改善状況の報告について

当社は、平成27年12月3日付「当社及び当社連結子会社における会計処理の妥当性に関する調査のための第三者委員会設置に関するお知らせ」及び平成28年1月20日付「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」で開示のとおり、外部より当社連結子会社の売上計上の妥当性に関する指摘を受けました。それを受け、第三者委員会を設置し調査した結果を踏まえ誤謬があることについて認識し、今回の会計処理問題を真摯に受け止めるとともに、社員一丸となって再発防止策の着実な実行を行ってまいります。

これらを推進するため「改善計画・状況報告書」を取りまとめましたので、下記のとおり公表いたします。

また、当社は、日本取引所自主規制法人が公表した「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」及び株式会社東京証券取引所が公表した「コーポレートガバナンス・コード」を参照し、「改善計画・状況報告書」の策定にあたって、第三者委員会の指摘事項を踏まえながら、これらの調査結果のみに依拠することなく、当社として改めて問題の原因分析を行い、この原因分析の結果を踏まえて、これまでに策定・公表したものを含めて、再発防止策の検証と取りまとめを行ったほか、当社における開示体制の問題点についても分析し、積極的な情報開示に向けた開示体制の整備、運用等の新たな施策も策定しました。

当社は、投資家の皆様への会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを再認識し、今後も積極的な情報開示に努める所存です。

また、特設注意市場銘柄の指定解除を目指し、再発防止策が適切に運用され、全社に定着するように努めることで、内部管理体制や企業風土の改善に全力を尽くすとともに、その進捗についても適宜公表してまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上

改善計画・状況報告書
(原因の総括と再発防止策の進捗状況)

株式会社フード・プラネット
平成 28 年 6 月 28 日

改善計画・状況報告書

I 経緯	4
1. 不適切な会計処理を知るに至った経緯	4
2. 第三者委員会	4
1) 第三者委員会の設置経緯	4
2) 当委員会の体制	5
3) 目的	5
4) 調査の方法	5
5) 調査結果の概要	5
6) 過年度決算訂正について	6
II 過年度決算訂正が生じた発生原因に関する分析	6
1. 平成26年9月期取引における不適切な会計処理について	6
1) 会社全体としての根源的な問題	7
2) 不適切な会計処理が行われた過程における問題の分析	8
2. 日本自主規制法人に対する平成26年12月1日付け回答書における回答内容について	13
1) 回答書作成における問題の分析	13
III 再発防止策	14
1. 責任の明確化	14
1) 当社前取締役等に対する損害賠償請求	14
2) 訴訟提起の経緯	14
3) 訴訟を提起した相手(被告)	14
4) 訴訟の内容及び損害賠償請求金額	14
5) 損害賠償請求金額の内訳	14
2. コーポレートガバナンスの改善及び統制環境の整備並びに改善策	15
コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方	15
1) 取締役会の機能強化	15
2) 役員からの不適切な指示を牽制する仕組みの強化	16
3) 子会社の管理体制強化	17
4) 監査役的活動・監査役会の活性化	17
5) 組織体制の改善	18
6) 内部監査室の機能強化	18
7) 会計監査人への情報提供の充実	18
8) コンプライアンス意識の改善	19
9) 内部通報制度	19
10) 事業計画に基づく予算管理機能の強化	19
11) 経理・資金管理機能の強化	20
12) 開示体制の強化	20
IV 再発防止策実施に向けた体制整備及び改善スケジュール	23
1. 体制	23
2. スケジュール	23
別紙	24
別紙1 コーポレートガバナンス系統図	24
別紙2 今後の組織体制図	25
別紙3 適時開示体制図	26
別紙4 再発防止策スケジュール	27

はじめに

当社は、今回の会計処理の妥当性に関する調査結果を踏まえ、過年度にわたる決算訂正と、上場廃止に準ずる措置である特設注意市場銘柄への指定という重大な処分を受けました。

当社を取り巻くすべてのステークホルダーの方々の信頼を大きく裏切る結果となりましたことを、改めて深くお詫び申し上げるとともに、この事態を真摯に受け止め、コンプライアンスへの取り組みを強化し、社会の皆様からの信頼を回復するため、全社員が一丸となり、再発防止策を着実に実行してまいります。

I 経緯

当社は、平成27年12月3日付「当社及び当社連結子会社における会計処理の妥当性に関する調査のための第三者委員会設置に関するお知らせ」で開示しましたとおり、外部より当社連結子会社である株式会社アジェットクリエイティブ（以下「AC社」といいます。）の平成26年9月期の売上計上の妥当性に懸念がある旨の指摘を受けたため、社外の専門家による第三者委員会を設置し、調査を進めてまいりました。

その後、平成28年2月4日付「平成27年9月期 有価証券報告書の提出」及び「過年度に係る有価証券報告書等及び内部統制報告書の訂正報告書の提出」並びに「過年度に係る決算短信等の訂正」に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、同日付で訂正報告書等を関東財務局に提出いたしました。

このうち、過年度訂正を行った第30期（平成25年10月1日～平成26年9月30日）有価証券報告書に関し、平成28年3月29日付で、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対し600万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされました。

また、株式会社東京証券取引所から当社が内部管理体制等において深刻な問題を抱えており、当該内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められるとして、平成28年3月17日付で当社株式が特設注意市場銘柄に指定されています。

当社は、第三者委員会の調査報告書で指摘を受けた事項を踏まえ、これらの調査結果のみに依拠することなく、その経緯や背景、構造的な要因等を含め、当社及び当社グループとして改めて原因分析を行いました。その結果、これまで策定・公表したものを含め、再発防止策の検証と取りまとめを行い、その実施計画及び運用状況についてご報告いたします。

当社は、上場廃止に準ずる措置である特設注意市場銘柄指定という重大な処分を真摯に受け止め、今後、当改善計画・状況報告書（以下「本報告書」といいます。）に記載した内部管理体制の再発防止策が適切に運用され、全社に定着するよう努める所存です。

なお、不適切な会計処理を知るに至った経緯、第三者委員会、過年度の決算訂正の概要は以下のとおりであります。

1. 不適切な会計処理を知るに至った経緯

当社第三者委員会（以下「当委員会」といいます。）は、当社の取締役会から、当社の連結子会社であるAC社において、平成26年7月から新規事業とし、小規模分譲型ソーラー（出力50kW未満の太陽光発電システム）に関する設備機器販売及び設置工事の事業（以下、「本件事業」といいます。）を開始しておりましたが、外部からの指摘によりAC社の平成26年9月期の売上計上の妥当性に懸念がある旨の指摘を受け、平成27年12月3日付「当社連結子会社における会計処理の妥当性に関する調査のための第三者委員会設置に関するお知らせ」で開示のとおり、調査を必要とする事項が判明いたしました。

2. 第三者委員会

1) 第三者委員会の設置経緯

前述のとおり、当社は、平成27年12月3日付「当社連結子会社における会計処理の妥当性に関する調査のための第三者委員会設置に関するお知らせ」で開示のとおり、平成26年7月より当社連結子会社でありますAC社において、新規事業とし、小規模分譲型ソーラー（出力50kW未満の太陽光発電システム）に関する設備機器販売及び設置工事の事業を開始しておりましたが、外部からの指摘によりAC社の平成26年9月期の売上計

上の妥当性に懸念がある旨の指摘を受けたことから、客観性・公正性・透明性を高めるため当社とは利害関係を有しない外部の専門家で構成される第三者委員会（以下「当委員会」といいます。）を設置いたしました。

2) 当委員会の体制

委員長：二重橋法律事務所 弁護士 大塚 和成

委員：坂朋法律事務所 弁護士 坂本 朋博

委員：公認会計士 岩崎 康子

3) 目的

- A) 平成26年7月に開始した本件事業に関する事実関係及び問題点の調査分析
- B) 本件事業に係る会計処理についての検討
- C) 売上計上の妥当性等の問題が存在する場合には、その再発防止策の提言
- D) 売上計上の妥当性等の問題が存在する場合の原因及び責任の所在その他、当委員会が調査の過程において必要と認める一切の事項及び行為

当委員会は、上記のほか、適宜必要に応じ、同種の不適切な会計処理の有無についても調査を行いました。

また、当委員会は、調査の過程において、日本取引所自主規制法人からの照会書に対する当社の平成26年12月11日付けの3通の回答書（以下総称して「回答書」という。）に記載されている事実関係の記載と客観的事実関係との整合性に関する検証及び不整合が確認された場合の原因及び責任の所在の検討が必要と考え、この点についても調査を行いました。

4) 調査の方法

当委員会は、以下の方法による調査を行いました（以下本委員会による調査を「本件調査」といいます。）。

① 資料検討

当委員会は、本件調査の目的を達成するため、関連する契約書その他の書類、会計帳簿その他の決算関係書類、取締役会その他の会議体の議事録、取締役協議書、各種社内規程、メールその他の関連資料等の収集、分析及び検討を行いました。

② 関係者からのヒアリング

当委員会が、上記①の資料の検討により、本件事業に関する取引（平成26年9月期に売上計上した取引のみならず、その後の取引も含む。）について関係を有すると認めた主な関係者（重複する者についても、関係が理解しやすいように、「関係先」ごとにそれぞれ記載している。）は、平成28年1月20日付「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」に記載のとおりであります。

5) 調査結果の概要

- ① AC社の平成26年9月期の売上計上の一部について、適正でないと認められるものがあるので、取り消されるべきである。
- ② 当社が日本取引所自主規制法人に対して提出した平成26年12月11日付け回答書（以下「回答書」といいます。）の回答内容について、客観的事実と異なる記載が存在していると認められる。

当社は、平成27年8月に当取引所から、開示体制の不備により改善報告書徴求の措置を受け、改善策を策定中であったにもかかわらず、その間に今回発生した虚偽の売上計上を行い、さらに、平成27年9月から日本取引所自主規制法人が当社に行った売上計上の妥当性に関する複数回の照会に対しても、偽造された証憑を提示し、虚偽の回答を行っておりました。

今回発生した虚偽の売上計上については、当社連結子会社であるAC社の平成26年9月期の売上計上が不適切であったのではないかと疑義が生じたため、当社と利害関係を有しない社外の専門家による第三者委員会を設置し、調査を進めてまいりました。

6) 過年度決算訂正について

① 過年度決算訂正の会計処理

当委員会は、本件事業において行われた取引（以下、「本件取引」といいます。）について、AC社に帰属する売上として計上することは適正ではないと考えられることから、本件取引に関する売上はすべて取り消すべきであると判断しました。

そのため、当社においても当委員会による会計処理に対する言及を真摯に受け止め、AC社における売上に係る入金仕入に係る支払が行われるまで仮受金とし、支払が行われた時点で入出金の差額を、臨時的に発生したものととして特別利益に計上する方法が考えられると結論を出しました。

② 主要な連結財務諸表項目への影響額

上記①に記載した会計処理を反映した結果、平成26年9月期の売上高は8,141万2,412円となり、マザーズ市場の上場廃止基準（最近1年間に終了する事業年度において売上高〔連結損益計算書に記載されるものをいう。〕が1億円に満たないこととなった場合〔東証有価証券上場規程603条同条4号〕）に抵触することとなり、当社株式は、当取引所により平成28年3月17日付で特設注意市場銘柄に指定されました。

なお、過年度決算訂正による主要な連結財務諸表項目への影響額は下記の表のとおりとなっております。

連結会計年度		連結貸借対照表							(単位：千円)
		その他流動資産	総資産	支払手形及び買掛金	仮受金	その他流動負債	負債計	純資産	
30期	平成26年9月期第4四半期	訂正前	3,815	279,512	28,909		15,275	162,968	116,544
		訂正			△ 27,280	34,560	△ 539	6,740	△ 6,740
		訂正後	3,815	279,512	1,628	34,560	14,736	169,708	109,804
31期	平成27年9月期第1四半期	訂正前	2,974	390,072	436		9,203	129,313	260,758
		訂正					△ 539	△ 539	539
		科目振替(※)	407	407			407	407	
		訂正後	3,381	390,480	436		9,071	129,181	261,298
	平成27年9月期第2四半期	訂正前	2,470	302,852	364		11,481	35,944	266,908
		訂正					△ 539	△ 539	539
		訂正後	2,470	302,852	364		10,942	35,405	267,447
	平成27年9月期第3四半期	訂正前	2,174	256,552	318		5,391	22,713	233,839
		訂正					△ 539	△ 539	539
訂正後		2,174	256,552	318		4,852	22,174	234,378	

(※) 消費税等に関する債権債務の科目振替である。

連結会計年度		連結損益計算書						
		売上高	売上原価	売上総利益	営業損失	経常損失	当期純損失	
30期	平成26年9月期第4四半期	訂正前	113,412	78,684	34,727	△ 174,290	△ 273,689	△ 242,852
		訂正	△ 32,000	△ 25,260	△ 6,740	△ 6,740	△ 6,740	△ 6,740
		訂正後	81,412	53,424	27,987	△ 181,030	△ 280,429	△ 249,592
31期	平成27年9月期第1四半期	訂正前	51,755	45,916	5,839	△ 34,886	△ 35,493	△ 35,785
		訂正						7,279
		訂正後	51,755	45,916	5,839	△ 34,886	△ 35,493	△ 28,506
	平成27年9月期第2四半期	訂正前	400,618	367,821	32,797	△ 55,885	△ 56,618	△ 59,635
		訂正						7,279
		訂正後	400,618	367,821	32,797	△ 55,885	△ 56,618	△ 52,356
	平成27年9月期第3四半期	訂正前	414,160	375,039	39,121	△ 93,368	△ 90,089	△ 92,704
		訂正						7,279
		訂正後	414,160	375,039	39,121	△ 93,368	△ 90,089	△ 85,425

II 過年度決算訂正が生じた発生原因に関する分析

1. 平成26年9月期取引における不適切な会計処理について

当社は、平成28年1月20日付で当委員会から受領した調査報告書に記載された指摘について分析した結果、本件取引に係る平成26年9月期の会計処理が適切でなかったことを認め、このような適切とはいえない取引が行われた原因は下記のとおりであると認識しました。

なお、平成 27 年 11 月 9 日の臨時株主総会をもって当該事象が発生した当時の当社、及び当社子会社の取締役は全員辞任しており、また関連していた職員も退職していることから、事実関係については平成 28 年 1 月 20 日に開示しております「第三者委員会調査報告書」をもとに当社の視点も加えて原因分析を行っております。

なお、それぞれの原因分析から導いた【是正すべき不備】を列挙しており、それに対応した改善策として後出の「Ⅲ、再発防止策」の項番を付しております。

記

1) 会社全体としての根源的な問題

このたびの不適切な会計処理が行われた根本的な原因として、当社においては当時、主要な事業が不在であったこと、そして当時の経営陣に事業遂行能力やコンプライアンスに対する意識が不十分であったことが根源的な原因と考えております。主要な事業が不在であるために中長期的な事業計画の立案が出来ず、その間に収益力が低下して平成 25 年 9 月期に債務超過に至りました。また、上場廃止基準（最近 1 年間に終了する事業年度において売上高が 1 億円に満たないこととなった場合（有価証券上場規程 603 条 4 号））に抵触する可能性が出てくるに至り、当時の経営陣には「上場維持」が絶対に達成しなくてはならない目的となったことでスピードと売上計上が最優先事項となりました。そして十分な議論や検討を経ることなく新たな事業を開始し、短期間で売上を計上する手段として、他社間ですでに成立していた取引に介入して不正に売上を計上することになりました。また、本来牽制・チェック機能を働かせるために必要な稟議制度、取締役会等意思決定機関とプロセスを当時の当社代表取締役である甲（以下「甲氏」といいます。）、及び当時の当社取締役である丙（以下「丙氏」といいます。）が軽視したこと、また子会社の重要事項について当社取締役会に適切に付議される規程はあったものの「重要事項」の定義が不明確であった等の不備もあり、不正を途中で止めることも出来なかったものと考えております。

本来、取締役の責務の重要な部分である、株主に対する受託者責任、説明責任は当時の取締役たちには認識されておらず、また中長期的な企業価値向上に向けた事業戦略、リスクの整理という経営にとって最も重要な視点も抜け落ちていたために、取締役でありながら目の前の売上を計上して上場廃止基準を回避するためには不正さえもいとわない、また意思決定の責任を果たさず不正を見逃してしまう等の事態を引き起こすことになりました。

そうした認識のもと、コーポレートガバナンス・コードの原則（以下「CG 原則」といいます。）4-5、4-7にあるとおり、今後は、取締役が少数株主を含めた株主に対する受託者責任を担っていることを明確にし、常にそのことを念頭に意思決定が行われることが重要であると考え、社内の重要な意思決定機関である取締役会の運営ルールと監査役らによる監視体制を、「取締役会運営細則」にて明文化します。

また当時、社内には上場維持するための売上高達成に執着し過ぎるあまり、役職員にコンプライアンスを軽視する風土があったことは否定できません。現在、当時の取締役、監査役は社外監査役 1 名を除いてすべて退任し、また職員についても数名を除いては新経営陣となって以後に採用された職員で構成されており、当時の構成員とは経営に対する意識や社風などが全く異なっております。しかしながら、過去当社として起こした不正を教訓として重く受け止めており、役員はもちろん、従業員のコンプライアンス意識の向上にも積極的に取り組むことで、よりよい企業風土の醸成に努めてまいります。

また、当時は主要株主であった株式会社 G（以後「G 社」といいます。）の代表である丙氏が当社取締役であり、かつ丙氏自身が不正を主導したという意味で主要株主との関係性についても大きな問題がありました。また G 社は当時、K2 法律事務所を中心とする事実上の K2 グループの一員であり、当社代表取締役であった甲氏についても、同じく K2 グループの株式会社 H（以下「H 社」といいます。）にて代表取締役を兼務していたことや、この不正が H 社の取引を巡って行われたこと、また該当事業の実務を K2 グループの職員が業務委託契約を締結しないまま行っていたこと等を考えると、主要株主及びその親会社グループからの独立性において根本的な問題があったとともに、「CG 原則 1-7 関連当社間の取引」にある、株主共同の利益を害することのないよう取締役会における意思決定についての適切な手続きの定め、その履行の監視も機能しておりませんでした。現在は関連当事者間の取引における利益相反について、取締役会における意思決定において適切に管理を行っておりますが（CG 原則 4-3）、今後、こうした取引が株主共同の利益を害することのないよう、取締役会において取引の重要性やその性質に応じた適切な手続きを定め、その手続きを踏まえた監視を行うことといたします（CG 原則 1-7）。

2) 不適切な会計処理が行われた過程における問題の分析

① 発生前の状況

平成25年9月期末における当社グループは持株会社として子会社管理事業のみを行っており、事業部門としては連結子会社である「株式会社デザート・ラボ」におけるセルフサービス型ソフトクリームショップの運営がございましたが、グループにおいては債務超過状態にありました。また、平成26年9月期の第2四半期累計期間の売上高も芳しくなく、当社としては、債務超過及び売上高に関するマザーズ市場の上場廃止基準（債務超過状態となった場合において、1年以内に債務超過〔原則として連結貸借対照表による。〕の状態でなくならなかったとき〔東証有価証券上場規程603条3号〕及び最近1年間に終了する事業年度において売上高〔連結損益計算書に記載されるものをいう。〕が1億円に満たないこととなった場合〔同条4号〕を念頭に上場を維持するためには平成26年9月末日までに債務超過の解消と、売上高を増加させる必要がありました。一方で、デザート・ラボで新規出店を検討していましたが具体化できず、並行して新規事業の開始を検討しておりました。

このような事態に至った原因は、上場会社として必要な売上と利益を上げることのできる主要事業がなかったこと、また事業計画の検討・立案と、それにもとづいた予実管理等が適切に行われていなかったこと、またそうした業務を行う人員が不足していたことと考えております。

② 新規事業開始の検討

新規事業の検討を行う中で、当時休眠会社であった「Syomail株式会社」（平成26年7月30日の臨時株主総会で「株式会社アジェットクリエイティブ」に商号変更）を使い、太陽光発電事業の開始が候補に挙がりました。これは、当時の当社代表取締役であった甲氏が代表取締役を兼務する別の会社で行っていた太陽光発電事業で収益を上げていたこと、また当社取締役の丙氏自身が代表取締役を務める別の会社で太陽光事業を手掛け知見があったこと、また当時の太陽光発電事業の市場が活況を呈していたことから検討に挙げたもので、甲氏と丙氏によって事業開始が提案されました。

本件事業を行っていくうえで、AC社では、太陽光発電事業に関する設置工事を請け負う事業形態を念頭に、建設業許可を取得するために必要な経験を有する役員として、当時の大株主であったK2グループ傘下企業であるI社に当時所属していた乙（以下「乙氏」といいます。）を取締役に招聘しました。また当該事業の実務については新たな人材を採用することなく、丙氏の要請に基づいて、当該事業について知見はあるものの、社外者である関連会社従業員が担うことになりました。

こうした新規事業の開始の検討段階において、すでに多くの問題があったと分析しております。具体的には以下の通りです。

A) 事業主体はAC社でしたが、主体となって検討していたのは当社元取締役丙氏であり、AC社取締役は自社の新事業であるにも関わらず、主体的に事業の妥当性を検討せず丙氏に任せていました。これはAC社取締役がAC社役員規程に定められている取締役の責務を果たしておらず、機関としても機能しておりませんでした。また「AC社役員規程」では、第19条において「役員が故意又は過失により会社に損害をかけた時（中略）、役員が、この規定に違反する行為をして会社に損害をかけた時も」当該役員にその全部又は一部を賠償させる旨の損害賠償規程を設けておりますが、その周知が十分にされておらず牽制・抑止力として働いておりませんでした。

【是正すべき不備】

- ・AC取締役の機能不全 → 対応する改善策（以下矢印のみ） 2. コーポレートガバナンスの改善及び統制環境の整備並びに改善策（以下項番のみ） 1) 取締役会の機能強化 3) 子会社の管理体制強化
- ・AC役員規程の不備（取締役、監査役に対する損害賠償規程の周知の不足） → 1. 責任の明確化（以下項番のみ） 1) 当社前取締役等に対する損害賠償請求 2. 2) 役員からの不適切な指示を牽制する仕組みの強化

B) 本来、新規事業の検討過程においては市場分析、競合分析、業界の成長性等を加味した綿密な事業計画を立案し、また事業の継続的運営に必要な人的、資金的なリソースの確保が可能なスケジュールをもとに検討するのが通常であるところ、当社においては太陽光事業を選択するにあたり、上場維持のために平成26年9月末を念頭に短期間かつ安易に事業を選択した側面があるのは否めません。また、甲氏、丙氏ともに自身が代表取締役を兼務する他社ですで行っている事業でもあり、またそれらが当時、当社と共通の株主をもつ兄弟会社の関係であったことで、人的リソースもそれらの会社の人材を動員することを念頭にしていたと考えられます。ま

たこれらの重要な検討が取締役会での十分な議論のもとに行われていなかったことも問題と認識しております。

【是正すべき不備】

- ・当社取締役会における十分な議論の不足 →2. 1) 取締役会の機能強化
- ・上場維持が目的化し、9月末をタイムリミットとして十分な計画を立てないまま事業開始を検討→2. 1) 取締役会の機能強化 3) 子会社の管理体制強化
- ・当社取締役会規程の不備（付議事項が漏れなく付議される仕組みの不備）→2. 1) 取締役会の機能強化
- ・AC 役員規程の不備（取締役、監査役に対する損害賠償規程の周知の不足）→1. 1) 当社前取締役等に対する損害賠償請求 2. 2) 役員からの不適切な指示を牽制する仕組みの強化
- ・予算管理規程の不備 →2. 10) 事業計画に基づく予算管理機能の強化
- ・組織体制の不備 →2. 5) 組織体制の改善

C) 人的リソースについては、上記のとおり丙氏の要請で K2 グループ傘下の兄弟会社に所属する人員が実務に従事することとなりました。他社への業務委託は、本来であれば契約書を起案し稟議決議がされるべきところ、業務委託契約等が締結されていない等適切に行われておらず、またその対価も支払われておりませんでした。また、当時は人事部門が存在せず、事業遂行上の人的リソースの適正状況の判断、外部人材活用や採用の検討において事業部門をサポートする機能がありませんでした。また、取締役の選任という観点では、建設業許可を取得するために必要な経験を有する役員として乙氏を AC 社取締役に招聘したことについて、取締役としての意思決定を担う目的ではなく、建設業許可取得に必要な人材の名前貸しが実態であったと認識しています。乙氏は取締役就任後も、就任前に所属していた I 社で太陽光事業設置工事等の現場の作業に従事しており、AC 社の意思決定には関与しておらず、AC 社の事業について中心となって推進していた丙氏から報告を受けたこともありませんでした。そして内容を検討しないまま、丙氏、執行役員丁（以下「丁氏」といいます。）の求めに応じて取締役協議書その他の書類に押印しており、取締役としての意思決定、監督機能を全く果たしておりませんでした。

【是正すべき不備】

- ・AC 取締役の機能不全 →2. 1) 取締役会の機能強化 3) 子会社の管理体制強化
- ・稟議規程の運用不備（業務委託契約の不在の見逃し）→2. 2) 役員からの不適切な指示を牽制する仕組みの強化
- ・当社の関連会社（子会社）管理規程の不備、→2. 3) 子会社の管理体制強化
- ・役員からの不適切な指示を牽制する仕組みの不備、) →2. 2) 役員からの不適切な指示を牽制する仕組みの強化
- ・AC 役員規程の不備（取締役、監査役に対する損害賠償規程の周知の不足）→1. 1) 当社前取締役等に対する損害賠償請求 2. 2) 役員からの不適切な指示を牽制する仕組みの強化

③ 新規事業開始の意思決定（稟議／取締役会／臨時株主総会）

前②で記載のとおり新規事業開始の検討がなされておりましたが、その意思決定については、当該新規事業の開始は取締役会に付議、検討されることなく正式に決議もされておりませんでした。したがって、当社の売上の大半を占めることになる事業の開始という重要な意思決定であるにもかかわらず、社外取締役を含む当社取締役、監査役の正式な議論、検討を経ないままに決定されたことが上場会社としてあるまじき状態であったと認識しております。

以上のとおり、当案件は取締役会での意思決定の記録がないものの、平成 26 年 7 月 30 日の臨時株主総会で、「Syomail 株式会社」の商号変更及び事業目的変更の定款変更議案並び取締役選任議案について決議したうえで、新規事業として、同年 8 月 1 日から本件事業を開始致しました。

【是正すべき不備】

- ・当社の「関連会社（子会社）管理規程」の不備（当社取締役会への付議事項の確認不足）→2. 1) 取締役会の機能強化 3) 子会社の管理体制強化
- ・当社取締役会規程の不備 →2. 1) 取締役会の機能強化
- ・AC 社の取締役による事前の議論・承認の不在 →2. 3) 子会社の管理体制強化
- ・当社取締役会による議論、意思決定、牽制機能の不全 →2. 1) 取締役会の機能強化

- ・当社監査役、及び監査役会による監督機能の不十分 →2. 4) 監査役の活動・監査役会の活性化
- ・AC 役員規程の不備（取締役、監査役に対する損害賠償規程の周知の不足）→1. 1) 当社前取締役等に対する損害賠償請求 2. 2) 役員からの不適切な指示を牽制する仕組みの強化

④ 平成26年9月の取引についての検討

事業開始後、甲氏が代表取締役を務める H 社の当該事業取引に介入して売り上げを立てることを H 社と合意し、丙氏が H 社と顧客との取引の情報を事業担当者に照会（8月14日メール）しました。それに対し、事業担当者は最終的に4つの案件を「候補案件」として提示し、別の担当者がその顧客である A 社 B 社に取引の変更を打診して了解を得ました。取引の変更内容としては、①いったん設備部材販売、設備設置請負工事、売電権利販売を H 社がパッケージで受注した取引を3分割すること。②部材販売について、販売者を H 社から AC 社に変更することでした。

⑤ 取引契約書の作成／法務確認／稟議／締結

上記④とおり、H 社の4つの取引への介入が決まると、実務担当者が丙氏の指示で「太陽光発電設備部材売買契約書」の作成を行いました。この時、すでに8月20日ごろであったと考えられますが、該当の取引は社内資料によると、もともと6月25日～8月8日までに H 社と A 社 B 社の間で締結済みの案件のところ、それらすべてを8月8日付の AC 社が販売者となる契約書を再度作成していました。

なお、この取引の実行に対する社内の意思決定については、当該取引開始についての稟議書（8月5日付、甲氏承認）が存在しますが、この日付の時点ではまだこれらの取引に AC 社が介入することは明らかになっていなかったため、バックデートで作成されたものでした。また、8月8日付の「取締役協議書」も存在し、甲氏と乙氏、2名の取締役が協議した記録が残っておりますが、これについても日付からバックデートで作成されたものと考えられます。

この取引の検討、及び契約、社内確認等の手続きにおいては以下のとおり多くの問題があったと考えております。

- A) 売上計上を目的として、当社が関与していない他社の取引契約の当事者であることを偽装していました。これは、丙氏の指示に基づいて社外の実務担当者が行っていたものですが、当社においてこのような偽装契約を防ぐ仕組みが整っていなかったことに問題がありました。

【是正すべき不備】

- ・コンプライアンス違反を防ぐ仕組みの不備 →2. 8) コンプライアンス意識の改善 9) 内部通報制度
- ・役職員のコンプライアンス意識を高める仕組みの欠如 →同上
- ・役員からの不適切な指示をけん制する仕組みの不在 →2. 2) 役員からの不適切な指示を牽制する仕組みの強化

- B) 当該取引開始についての稟議書（8月5日付）、「取締役協議書」はあったものの、あとから偽造されたものと考えられます。かつ実質当該取引に全くかかわっていなかった乙氏と詳細を把握していない甲氏のものであり、あくまで体裁を整えるために作成されたもので事前の適切な意思決定がなされていませんでした。稟議規程は存在し、またその内容についての認識はあったにもかかわらず、実質的にそれに従うことなく、かえって意図的にあとから書類を偽造することにより不適切な取引の隠ぺいをはかるという行為が行われておりました。また、当該取引を「重要な取引」とみなせば「関係会社（子会社）管理規定」により当社取締役会に付議され、社外取締役を含む取締役、監査役で議論すべきでしたが、当社取締役会に付議されることなく取締役会の監督・牽制が機能しませんでした。

【是正すべき不備】

- ・AC 社の取締役による事前の議論・承認の不在 →2. 3) 子会社の管理体制強化
- ・稟議等偽造による不適切な取引の隠ぺい →2. 8) コンプライアンス意識の改善 9) 内部通報制度
- ・当社取締役会による議論、意思決定、牽制機能の不在 →2. 1) 取締役会の機能強化 3) 子会社の管理体制強化
- ・「関係会社（子会社）管理規定」の不備（親会社取締役会承認事項が不明確）→2. 1) 取締役会の機能強化 3) 子会社の管理体制強化

- C) 社外監査役は当該取引のスキームについて事前に説明を受けた際、取引に実在性が必要であること、リスクをとった取引でない売上総額計上ができないこと等を甲氏、丙氏に指摘していましたが、本来は正式な会議体

で指摘すべきことでした。また当該取引が行われた後の9月17日の監査役会で太陽光事業の取引の実在性について確認することとしていましたが、丙氏からの当該スキームに関する説明において、不正等の兆候をうかがわせる内容が認められなかったため、それ以上踏み込んだ議論はなされておりました。一方で、監査役は太陽光事業のリスクを踏まえ、実在性の確認手続きをするよう当時の会計監査人に要請、会計監査人はそれにしたがって実地確認を行いました。当該取引は金額的重要性に鑑みてその対象とならず、発見には至りませんでした。監査役と会計監査人の連携は一定程度とれていたものの、十分なコミュニケーションによって具体的な問題点を追及していくところまでに至らず、今回の不正を発見することはできませんでした。

【是正すべき不備】

- ・ 当社監査役、及び監査役会による監視機能の不十分 →2. 4) 監査役の活動・監査役会の活性化
- ・ 監査役会規程の不備 →2. 4) 監査役の活動・監査役会の活性化
- ・ 会計監査人との連携の不十分 →2. 4) 監査役の活動・監査役会の活性化 7) 会計監査人への情報提供の充実

- D) 内部監査は行っていましたが、当該業務プロセスの不備を発見できませんでした。当時の当社の内部監査業務はJ-SOXの業務プロセスの評価にとどまっておりました。また担当者も専任ではなく、他の部門と兼任している状態でありました。これは当社の事業がアイスクリームショップ1店舗の運営のみで、事業規模が非常に小さかったため、専任の担当者を置く必要性を感じていなかったことによります。

【是正すべき不備】

- ・ 内部監査室専任担当の不在 →2. 7) 内部監査室の機能強化
- ・ 組織体制の不備 →2. 5) 組織体制の改善

- E) また組織体制、権限分掌として、そもそも当該事業及び取引を主導していた丙氏は当社取締役でありAC取締役ではなく、AC社の事業を執行する立場ではありませんでした。また、契約作成等の事務処理やすべての実務を社外者（親会社グループの社員）が担っていたことも問題であり、なおかつその実務担当者とは業務委託契約が締結されておらず、また報酬も発生していませんでした。一方、当時は法務担当が存在せず、日常的に契約確認を行うフローがなかったこともこのような不正が起こった原因と考えております。

【是正すべき不備】

- ・ 組織体制の不備 →2. 5) 組織体制の改善
- ・ 職務権限規程の整備 →2. 2) 役員からの不適切な指示を牽制する仕組みの強化

⑥ 調達の稟議／発注／受領／検収

当該取引の仕入れ／調達についても「仕入部材の売買契約書」は、契約日の日付から後日作成されたものであることが推測されます。また調達品の受領、検収についても検収日の日付が実態を反映していないとみられ、いずれも今回のA社等取引に合わせて偽造されたものと認識しております。

AC社の職務権限規程では、「社外との契約」については稟議を経ることとなっておりますが、8月1日付の仕入設備部材の売買取引基本契約書は稟議書がありませんでした。なお「仕入」という観点でみると、「仕入」について稟議は必要とされているが、「受注後の仕入れ発注を除く」となっており、たとえ金額が大きくても「受注後の仕入れ発注」については稟議での管理ができない状態でありました。また、書類の偽造に関しては、これを防ぐ仕組みがなかったことも問題でした。

【是正すべき不備】

- ・ 稟議規程の不備（規程はあるものの運用不備） →2. 2) 役員からの不適切な指示を牽制する仕組みの強化
- ・ 稟議規程の不備（重要な取引の決定のチェック機能不備） →2. 2) 役員からの不適切な指示を牽制する仕組みの強化
- ・ コンプライアンス違反を防ぐ仕組みの不備 →2. 8) コンプライアンス意識の改善 9) 内部通報制度
- ・ 役職員のコンプライアンス意識を高める仕組みの欠如 →2. 8) コンプライアンス意識の改善 9) 内部通報制度
- ・ 役員からの不適切な指示をけん制する仕組みの不在 →2. 2) 役員からの不適切な指示を牽制する仕組みの強化

⑦ 調達品の支払

実在に疑義のある仕入れに対し、業務担当者が偽造した検収書を受領した経理部門は、その証憑が正当であるという認識のもとに経理規程に則って処理をしました。本来であれば、各事業部門の案件については当該部門の責任者の確認を経て承認されたもののみが経理部門に送られるべきものが、不正発生当時の当社では最小限の人数で運営していたため実務部門にそうしたチェック機能が存在していませんでした。

今回の不正は、営業・業務部門で意図的に契約書、検収書等の偽造が行われたために、経理部門での発見ができなかった面がありますが、仮に不審な点があったとしても内部通報制度が制度としては存在したものの取締役、従業員ともに周知されていなかったために機能しておりませんでした。

【是正すべき不備】

- ・そもそも証憑の偽造自体を防ぐ仕組みが不在であった。(コンプライアンス研修、経理規程の改訂) →2. 8)コンプライアンス意識の改善、11)経理・資金管理機能の強化
- ・内部通報制度の周知不足→2. 9)内部通報制
- ・役員からの不適切な指示をけん制する仕組みの不在 →2. 2)役員からの不適切な指示を牽制する仕組みの強化

⑧ 金銭の受領

契約書上、AC社からA株式会社、B氏へ8月8日付売買契約書にて販売した太陽光設備部材等の支払は本来、買主であるA株式会社、B氏から支払われるところ、実際はH社の口座から支払われていました。しかし、振込人名がA株式会社、B氏に変更されていたために、入金を受けたAC社側経理部門では、振込人名と金額が契約書と一致していることを確認し、経理規程に則って処理をしていました。

今回の不正は、丙氏の指示のもと、営業・業務部門で意図的に契約書、検収書等の偽造が行われたために、経理部門での発見ができなかった面がありますが、仮に不審な点に気が付いていたとしても、内部通報制度が取締役や従業員に周知されていなかった当時では内部での発見は困難だったと思われる、内部通報制度自体が機能していなかったと考えております。

【是正すべき不備】

- ・そもそも証憑の偽造自体を防ぐ仕組みが不在であった。(コンプライアンス研修、経理規程の改訂) →2. 8)コンプライアンス意識の改善、11)経理・資金管理機能の強化
- ・内部通報制度の周知不足 →2. 9)内部通報制
- ・役員からの不適切な指示をけん制する仕組みの不在 →2. 2)役員からの不適切な指示を牽制する仕組みの強化

⑨ 売上計上(会計処理)

第三者調査委員会の見解によると、施工開始日と検収日のずれ、契約書上の部材と実際に納品された部材が異なっている等取引の実在性に疑義が持たれました。一方、経理部門に送られた証憑に関しては、検収書、契約書等が整備された状態であり、経理規程に則って処理が行われました。

今回の不正は、営業・業務部門で意図的に契約書、検収書等の偽造が行われたために、経理部門での発見ができなかった面がありますが、仮に不審な点があったとしても内部通報制度が制度としては存在したものの取締役、従業員ともに周知されていなかったために機能しておりませんでした。

【是正すべき不備】

- ・そもそも証憑の偽造自体を防ぐ仕組みが不在であった。(コンプライアンス研修、経理規程の改訂) →2. 8)コンプライアンス意識の改善、11)経理・資金管理機能の強化
- ・内部通報制度の周知不足 →2. 9)内部通報制
- ・役員からの不適切な指示をけん制する仕組みの不在 →2. 2)役員からの不適切な指示を牽制する仕組みの強化

2. 日本自主規制法人に対する平成26年12月1日付け回答書における回答内容について

当社は平成26年12月1日付で提出いたしました日本自主規制法人に対する回答書において、偽造された証憑を提示し、虚偽の回答を行っておりました。当社が、このような虚偽の回答書を提出することになった原因については、その作成及び提出の経緯を踏まえ、以下の点を問題と認識しております。

1) 回答書作成における問題の分析

① 回答書の作成

当回答書は当該取引の実務に関与していなかった丁氏が作成いたしました。方法としては、①実務を担当した社外従業員へのヒアリング ②丙氏への確認 ③己監査法人の意見（会計処理について）④戊監査役からの意見をもとに作成を進めました。本来であれば、回答書の作成は当該取引の主要な執行者である丙氏が中心となって進めるべきものでしたが、実際の作成は丁氏にまかせ、積極的に関与しなかったことが最大の問題でした。

こうした体制で回答書が作成された背景には、関係者の中に日本自主規制法人に対する回答書において、仮に回答内容に誤りがあれば、東証有価証券上場規程 415 条 1 項に定める報告義務に違反し、上場契約違反として、上場廃止基準（東証有価証券上場規程 603 条 6 号、601 条 1 項 12 号、東証有価証券上場規則 611 条 11 項 3 号）に該当するリスク等がある重要な業務執行であるという認識が欠けていたと同時に、取締役としての責任及び当事者意識も著しく欠けていたためと考えております。

【是正すべき不備】

- ・当社及び AC 社役員規程の不備（取締役、監査役に対する損害賠償規程の周知の不足）→1. 1) 当社前取締役等に対する損害賠償請求 2. 2) 役員からの不適切な指示を牽制する仕組みの強化
- ・コンプライアンス違反を防ぐ仕組みの不備 →2. 8) コンプライアンス意識の改善 9) 内部通報制度
- ・役職員のコンプライアンス意識を高める仕組みの欠如 →同上

② 回答書の社内確認・決議について

上記のように重要な回答書であり、上場廃止基準に該当するリスクがあるという事実を鑑みれば、当社の取締役会において、その具体的内容の正確性等について実質的に議論して内容を精査したうえで、回答書を提出する必要がありました。しかしながら、本回答書の内容については当社の取締役会に付議されておらず、取締役会議事録上、事前に具体的に議論されたことも確認できませんでした。社内における確認作業としては、丁氏から取締役に対してメール等で内容を確認するように求めたにとどまり、そのメールについて、当事者の丙氏は、その内容が適切かどうか、また自己の回答内容どおりに記載されているかどうかを詳細に確認することなく、大筋では内容に相違はないこと、及び丁氏が東証とのやり取りの中で作成していったものであろうとの認識で、東証に提出する文書としてはその内容でも問題は無いと考え、承認しておりました。また、代表取締役の甲氏については、実質的な内容を確認することなく、特に虚偽の回答であるとの認識もなく、承認しておりました。また、監査役についても、事前に取締役から個別の内容をレビューするよう求められたことはなかったとのことでした。

以上のとおり、取締役、監査役、作成した丁氏含め関係者すべてに、回答書の重要性の認識が著しく欠落していたことが根本の原因でした。そのため、取締役会に付議されるべき内容であるにも関わらず付議されず、取締役会の意思決定、牽制機能が働かないまま、虚偽の回答書を提出する事態に至りました。また、監査役会についても回答書提出が求められていることを認識していた以上、詳細な内容をレビューすることはもちろん、取締役会での議論を求めるべきでありました。

【是正すべき不備】

- ・当社取締役会規程の不備（取締役会への付議事項の確認不足）→2. 1) 取締役会の機能強化
- ・当社取締役会による議論、意思決定、牽制機能の不在 →2. 1) 取締役会の機能強化
- ・当社監査役、及び監査役会による監視機能の不十分 →2. 4) 監査役の活動・監査役会の活性化
- ・当社及び AC 社役員規程の不備（取締役、監査役に対する損害賠償規程の周知の不足）→1. 1) 当社前取締役等に対する損害賠償請求 2. 2) 役員からの不適切な指示を牽制する仕組みの強化

Ⅲ 再発防止策

上記発生原因を踏まえ、本件の責任の所存を明確化するとともに、内部統制機能の強化に関する改善策等を立案いたしました。

当社及び当社グループは、再発防止策が適切に整備・運用され、全社に定着するように努める所存です。

1. 責任の明確化

1) 当社前取締役等に対する損害賠償請求

平成 28 年 3 月 31 日付で、当社の前取締役等及び当社連結子会社であります AC 社の前取締役等に対する損害賠償請求額を確定し、損害賠償請求訴訟を提起しております。

2) 訴訟提起の経緯

当社取締役会は、平成 27 年 12 月 3 日付「当社及び当社連結子会社における会計処理の妥当性に関する調査のための第三者委員会設置に関するお知らせ」においてお知らせしたとおり、AC 社の平成 26 年 9 月期の売上計上の妥当性を検証するため、当社と利害関係を有しない専門家からなる第三者委員会を設置した上で調査を実施し、平成 28 年 1 月 20 日付「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」においてお知らせしたとおり、同日付調査報告書における指摘事項、すなわち、①AC 社の平成 26 年 9 月期の売上計上に関連して不適切な会計処理が行われたこと（以下、かかる会計処理を「本件会計処理」といいます。）、②当社が日本取引所自主規制法人に対して提出した平成 26 年 12 月 11 日付回答書（以下「本件回答書」といいます。）の内容が客観的事実と異なっていたこと等に関して、これらの行為に関与した当社の前取締役等及び AC 社の前取締役等に対し、厳正な姿勢で臨むべく、社外の弁護士を交えて民事及び刑事上の責任追及について検討を進めてまいりました。

これを受け、当社取締役会は、丙氏（G 社代表取締役兼務）については、本件会計処理及び本件回答書の作成いずれにおいても主導的役割を担っていたと認められること、AC 社の前代表取締役でもあった甲氏については、本件会計処理及び本件回答書の作成について取締役として果たすべき監視義務を果たしていないと認められること、AC 社の前取締役である乙氏については、本件会計処理に関して取締役として果たすべき監視義務を果たしていないと認められることから、これらの 3 名に対して平成 28 年 3 月末までに損害賠償請求訴訟を提起することを、平成 28 年 3 月 11 日開催の当社取締役会において決議し、平成 28 年 3 月 31 日付で東京地方裁判所に対して損害賠償請求訴訟を提起いたしました。被告らは責任を争っており、平成 28 年 5 月 25 日に東京地方裁判所民事第 8 部において、第 1 回口頭弁論期日が開催されました。当方が平成 28 年 3 月 31 日付訴状を陳述し、裁判所より平成 28 年 5 月 25 日付答弁書を陳述したものとみなされました。また、被告らが欠席したため、次回期日の平成 28 年 7 月 6 日に書証の取り調べを行なうことになりました。次回期日も弁論手続で行なわれます。開催場所は東京簡易裁判所第 601 号法廷になります。

3) 訴訟を提起した相手（被告）

当社元代表取締役（AC 社前代表取締役） 甲

当社前取締役 丙

AC 社前取締役 乙

なお、これら 3 名以外の者についても責任追及について検討をしておりますが、すでに訴訟を提起している上記 3 名の経過を踏まえて最終的な判断をすることとしております。

4) 訴訟の内容及び損害賠償請求金額

訴訟の内容：損害賠償請求事件

請求金額：金 9,432 万 7,504 円（下記、5) 損害請求金額の内訳①～⑥の合計金額）

5) 損害賠償請求金額の内訳

番号	内容	金額
①	AC 社の平成 26 年 9 月期の売上計上の妥当性を検証するために設置した第三者委員会による調査に要した費用	金 1,642 万 7,870 円

②	第30期に係る有価証券報告書、第31期に係る第1四半期報告書、同第2四半期報告書及び同第3四半期報告書について過年度決算の訂正作業及び当社の連結計算書類についての監査証明を得るための費用	金1,081万1,000円
③	第31期定時株主総会の継続会を開催するために要した費用	金701万8,735円
④	株式会社東京証券取引所より、有価証券上場規程第509条第1項第1号に基づき徴求された上場契約違約金	金1,440万0,000円
⑤	金融商品取引法第172条の4第1項の規定に基づく、有価証券報告書の虚偽記載に係る課徴金	金600万0,000円
⑥	当社において、「マグノリアベーカーリー」のフランチャイズ展開を行い、2店舗の新規出店を行う予定であったが、当該計画が頓挫したことで発生した損害	金3,966万9,899円
	合計	金9,432万7,504円

2. コーポレートガバナンスの改善及び統制環境の整備並びに改善策

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主の皆様をはじめとしたすべてのステークホルダーとの信頼、協働が会社としての根幹であることを認識し、中長期的な企業価値向上を実現することによって、社会から信頼・評価される企業となることを目指しております。これらを実現させるためには、公正かつ透明で、迅速な意思決定が不可欠であり、それを可能にする仕組みとしてのコーポレートガバナンスの強化は、当社の最重要課題と認識しております。

当社では監査役会設置会社として、社外監査役が中心となり経営陣とは独立した立場から経営に関する意思決定の監督を行う体制としております。取締役会及び監査役会の機能強化、活性化がコーポレートガバナンスを実効性のあるものにする手段であるという認識のもと、事業遂行上の重要な事項が取締役に漏れなく付議されること、社外取締役、社外監査役を含む活発な議論を踏まえ公正かつ透明な意思決定が行われることがコーポレートガバナンスの重要な基本方針であると考えております。

※コーポレートガバナンス系統図は別紙1をご参照ください。

上記、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を踏まえ、当社においては内部管理体制の強化が緊急かつ最も重要な課題であると認識し全社をあげてその推進に取り組みます。内部管理体制強化の進捗状況の取りまとめは経営企画室が行い、内部監査室がそれをサポートします。

1) 取締役会の機能強化

子会社において新規事業を開始するにあたり、当社取締役会における事業計画の欠如、十分な議論の不足があったと認識しております。その改善策として、以下2つの施策を講じ取締役会の機能強化に努めてまいります。

① 取締役会付議事項の確認（週次マネジメントミーティングの運営強化）

下記参加者により週次で開催しているマネジメントミーティング（以下「週次マネジメントミーティング」という。）への議題提出に取締役会付議事項を追加します。事務局は経営企画室とし、議事録を作成します。週次マネジメントミーティングは、重要な会議体として組織規程を変更し、追加いたします。

参加者：代表取締役社長以下社内取締役、管理部門及び各子会社事業部門の責任者、内部監査室長

報告事項：各部門からのトピックの共有、稟議起案予定の取引の報告

② 社外取締役・社外監査役への情報提供の充実

取締役会の付議事項に関しましては、社外取締役・社外監査役の助言機能や監督機能を十分に発揮していただくために情報提供を充実させる観点から（CG原則4-4①、4-12①）、上記①週次マネジメントミーティングの議事録を共有し、取締役会資料については関連資料を電子メールにて3日前までに提供いたします。また、当社グループの業務執行全般において、報告すべき事案が発生した場合、社外取締役・社外監査役に対して、都度速やかに報告することを徹底いたします。併せて、今後新設する取締役会運営細則を検討する中で、社外取締役や社外監査役の役割（特に意思決定にかかわる牽制機能）を明記し、取締役会の有効性を向上いたします。さらに、重要な取引の基準が不

明確なため、金額基準の設定や、取締役が重要と認めた場合に上程できることを明文化します。

なお、当社では社外監査役1名を独立役員として届出ておりますが、社外取締役1名、社外監査役2名（前出の独立社外監査役含む）は、必要に応じて社外役員同士での意見交換を行っており、客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を行っております（CG原則4-8①）。

③ 取締役、監査役の選任について

AC社においては、建設業資格を保有しているという理由だけで、実際は他社で業務を行っている人物を取締役として選任し実質意思決定を行っていなかった等、取締役の責務、役割、機能等を著しく軽視した選任が行われておりました。今後はCG原則4に基づいて取締役、監査役の責務について少数株主を含む株主からの受託者責任があることを取締役会及び監査役会において議論するとともに自覚し、選任にあたってはその責務を果たしうる知識、経験、能力が取締役会及び監査役会全体として整うような人選、また時間、労力等が取締役、監査役として実効性を確保できるよう投入することが可能な人選を行ってまいります（CG原則4-11）。また、今後は新任の取締役及び監査役に対してその役割・責務や、会社の事業やその業界等についての情報や外部機関によるトレーニング機会の提供等を行ってまいります。（CG原則4-14）

取締役候補者は、社長が上記要件をもとに、社外取締役及び監査役会の意見を聴取のうえ、取締役会に提案し、提案された候補者について取締役会にて審議のうえ、取締役候補者として決定いたします。監査役候補者は、社長が上記要件をもとに監査役会の同意を得たうえで取締役会に提案し、取締役会にて審議のうえ、監査役候補者として決定いたします。

また、取締役会における多様性については、現在、社外役員として弁護士、公認会計士等専門的な知識、経験、能力を持つ人材を選任するとともに、外国人の取締役、監査役も積極的に登用することで、このたび取得する子会社群が手掛けているグローバルなフード事業にも十分に対応できる構成としております（CG原則4-11）。

なお、現在当社は5名の取締役のうち1名を社外取締役としており、3名の監査役は全員が社外監査役であります。CG原則4-8にある「独立社外取締役を2名以上選任すべき」は実施できておりません。これは現状の当社の企業規模及び状況を反映したものでありますが、社外取締役は弁護士として主に法令遵守の観点から意思決定及びその監督を行っております。また、社外監査役も公認会計士1名、弁護士1名を含んでおり、これら社外取締役、社外監査役が取締役会において積極的に議論、意見交換することによって、意思決定への監督機能は有効に機能していると考えております。

④ 少数株主の保護について

当社においては、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する方針」が定められておらず、少数株主を含む株主共同の利益を保護するための仕組みが不在でした。また、役員や主要株主等との取引（関連当事者取引）にも、そうした取引の決定において会社や株主共同の利益を保護する適切な手続きも定められておりませんでした。それを受け、今後は取引の重要性やその性質に応じた適切な手続きを含め上記方針を取締役会で議論、決議したうえで遵守してまいります（CG原則1-7）。

また、取締役会における意思決定において、経営陣・支配株主等の関連等当事者と会社との間に生じる利益相反取引については、現状主要株主である株式会社レッド・プラネット・ジャパン（以下「RPJ社」といいます。）との関係において2名がRPJ社取締役を兼務、1名がRPJ社子会社の取締役を兼務しているため、当該会社との取引における議論、決議には参加しない措置を採っております（CG原則4-3）。

資本政策につきましても、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策については、一般株主を不当に害することのないよう、取締役会、監査役会においてその必要性、合理性を検討し、適正な手続きを確保いたします。必要に応じて、第三者又は、社外取締役、社外監査役からの意見書の入手等を行い、少数株主を含む株主共同の利益を害することのないようにいたします（CG原則1-3、1-6）。

2) 役員からの不適切な指示を牽制する仕組みの強化

今回の不適切な会計処理については、不正を主導した役員からの指示であったがために、グループ会社の従業員によって、必要な手続きがなされないまま作業が進められたとみなされる部分がありました。また、不適切な会計処理が実行された当時は、稟議及び押印申請の審査者が経理部長のみでした。本来、決裁者（社長）や起案者に対する牽制機能として働くべき審査担当者が決裁者と結託していたことが、適切な承認フローを阻害していたと思われるため、以下の施策により、特定の役員からの不適切な指示を牽制する仕組みの強化を図ります。

- ① 取締役会の運営方法の詳細を記した「取締役会運営細則」（新規事業の取締役決議を行なう場合に、事業計画、詳細な資料（市場分析、競合分析、業界の成長性等）を提出しなければならないことも含む）を新たに制定し、内容の周知を取締役会及び週次のマネジメントミーティングにて周知致します。
- ② 役員全員の責務や上場会社としての心構えを記した「役員規程」の「服務条項」を見直し、必要によって改正または新規規程を制定し、取締役会にて周知致します。
- ③ 経理事務の具体的なフローを定めた「経理事務不正防止管理規程」を制定し、取締役会及び週次のマネジメントミーティングにて周知して運用いたします。
- ④ 稟議規程及び稟議書を見直し、事務局担当者は稟議書に受付日を記載のうえ、受付印を押印する運用に変更いたします。また、管理部長・法務担当・経理担当らが審査員として加わる体制を構築し、周知します。なお、緊急かつ、やむを得ない事情により稟議手続き又はその決裁が遅れるときは、事前に権限表に基づく決裁者の承認を書面（電子メールを含む）において得ることにより実行する運用といたします。
- ⑤ 経理規程を見直し、証憑の偽造を禁止するものとします。

3) 子会社の管理体制強化

グループ会社間において必要な契約書の締結が行われていない、子会社における重要事項が当社にて決議がなされていない等の事象については、子会社の管理体制に不足があったと判断しております。また、平成28年6月9日及び6月14日に開示しております「子会社の異動」により増加する子会社群については内部統制についての問題が指摘されております。具体的には、子会社の数に比較して管理部門の人員が少ないこと、役員の兼務がみられること、また事業部門と管理部門の情報共有の不足等が指摘されております。その点について、当社としましては今後子会社の再編も念頭に検討し、管理部門の規模、人数に見合った体制としていく予定です。それぞれの事業特性を精査したうえで、当社の事業部門として直接管理する部門、引き続き子会社として管理する部門等、実効ある内部管理体制の構築及び効率的な事業運営の観点からその構成を検討し、7月末を目途に方針を決定する予定です。また、後述⑤の「組織体制について」で記載しているとおり管理部門の人員採用を予定しておりますが、その採用計画はこのたびの子会社の異動も考慮したものとしております。

また内部統制の観点からは、改めて子会社の情報集約、意思決定プロセスの整備を行います。各子会社を含め職務権限規程を見直し、意思決定の仕組みを明確化するとともに、関係会社（子会社）管理規程の中で制定されている親会社の取締役会における承認事項についても見直し、「重要な取引」の定義の設定等を含めて子会社の重要決定事項を当社取締役会でもれなく議論、決定される体制を整え、全従業員に周知致します。

また前述の週次マネジメントミーティングには、各事業子会社における事業責任者が出席することとし、子会社における事業の状況について報告をするとともに、前述①取締役会の機能強化で記載のとおり重要事項が当社取締役会に付議されるよう確認を行います。また、コンプライアンス意識の改善等グループ共通の課題については、当社が主導しグループ全体（海外子会社を含む）の取り組みとして推進していきます。

なお、子会社における規程類については、現在見直しを進めている当社規程を準用することを基本としたうえで子会社の業務実態との整合性を確認し、必要に応じて特例規程を定める等の措置を実施します。また内部監査室が規程の運用状況を確認いたします。

4) 監査役的活動・監査役会の活性化

子会社における新規事業の開始及びその取引のスキームについて、当社監査役の正式な議論、検討の記録が認められないことから、監査役及び監査役会による監視機能が不十分であったと考えられます。

それを踏まえ、今後は、監査役及び監査役会についても株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した立場において適切な判断を行うとともに、意思決定の場である取締役会の場で子会社を含む重要案件についても積極的に意見を述べたり、抽象的な問題点の指摘に留まらず具体的な対応等について議論する、また経営陣に対して適切に意見を述べる等、より能動的・積極的な監査活動を行うことを徹底いたします（CG原則4-4）。これらの場面で提案・指摘した内容については議事録や発言録に記録・保存して、監査役及び監査役会としての責任を明らかにしてまいります。

また、監査役会として当社の業務や財産の状況、子会社の現況調査を定期的実施する等能動的な情報収集に努め、牽制機能の更なる向上を図ります。また、上記「1）取締役会の機能強化②社外取締役・社外監査役への情報提供の充実」にも記載しております通り、各子会社を含め、管理部門、運営部門の情報が集まる「週次マネジメントミ

ーティング」の議事録の共有等、執行部門からの情報提供も積極的に行ってまいります。(CG原則4-13)

さらに、外部会計監査人が適正な監査が実施できるように、外部会計監査人に求められる独立性と専門性の確認や(CG原則3-2①)、外部会計監査人や内部監査室とのコミュニケーションを綿密に行い、それぞれの立場から把握した問題点や課題等を情報共有して、不正や違法行為の前兆があれば代表取締役及び取締役会に迅速に報告する体制を構築します(CG原則3-2②)。加えて、代表取締役や業務執行を担当する取締役と3か月に1回程度、事業の概況や現状把握している経営上のリスクや問題点等についての意見交換を行い、経営者の誠実性や倫理観、全社的な内部統制に異常な点がないかどうかを確認してまいります。

上記の監査役機能及び役割を仕組みとして確立し徹底させるために監査役会規程の見直し、取締役会運営細則の制定を行って監査役の役割・責務を明確化するとともに、独立した客観的な立場として実効性を発揮できる体制を強化いたします。

5) 組織体制の改善

子会社における事務処理やすべての手続きを社外者(親会社グループの社員)が担っていたことから、当該事象は当社に十分な人員が確保されていなかったことにも起因するものと考えられます。また、当時は人事部門が存在せず、事業遂行上の人的リソースの適正状況の判断、外部人材活用や採用の検討において事業部門をサポートする体制がありませんでした。現在は人事部門を設置しており、管理部門、事業部門を含め人材の配置の適正状況を該当部署と共に検討、改善する体制としています。なお、現在の組織体制は別紙2の組織体制図のとおり、「経理」「財務」「人事総務」「法務」の各部門を管理部長が統括し、代表取締役直轄の経営企画室と内部監査室が設置される体制となっており、平成28年6月14日の取締役会で当該組織体制が決議されました。人員は当時より増員されておりますが、当該組織図の中で未だ確保できていない人材があるため、平成28年7月末を目標に、管理部門の人員(管理部長、法務担当、総務担当、内部監査室長※)を補充する予定です。これにより、子会社の異動に伴い一層必要とされる内部管理体制を確立するとともに、正確な適時開示体制、管理部門から事業部門への牽制機能及び管理部門内での牽制機能の強化を図ります。

※内部監査室長については、決定するまでの期間は、会計コンサルティング会社に内部監査業務について支援を受けることを、平成28年6月14日の取締役会にて決議しております。

6) 内部監査室の機能強化

当該取引において稟議書や協議書のバックデートが推測されますが、当時の内部監査による業務プロセスの不備は発見されておりませんでした。また、現在当社において内部監査担当者が不在の状態であります。このような状況を踏まえて、内部監査業務に従事する内部監査室長を専任化した上で、内部監査室長の取締役会への出席を義務付けます。内部監査室長は、適切な意思決定に必要な協議がされているかの監視を行なうと共に、定時取締役会におきましては、業務監査やJ-SOX評価で得た課題について報告を致します。また、内部監査室長は、代表取締役社長以下社内取締役、管理部門及び各子会社事業部門の責任者が出席し、業績や重要事項の報告を行う「週次マネジメントミーティング」に参加し、子会社も含めた意思決定プロセスの監視や、各事業の状況についての情報収集を行います。また重要案件がある際等、必要に応じて子会社の会議にも出席することで子会社の事業状況の把握、意思決定の流れ等の監視も行います。一方では、4) 監査役活動・監査役会の活性化 に記載のとおり、監査役会や会計監査人とのコミュニケーションを綿密に行い、それぞれの立場から把握した問題点や課題等を情報共有して、不正や違法行為の前兆があれば代表取締役及び取締役会に迅速に報告する体制を構築します。また、7) 会計監査人への情報提供の充実 に記載のとおり、少なくとも3か月に1回、三様監査会議(監査役、会計監査人、内部監査室)を行ない監査役、会計監査人との連携を深めてまいります。こうした連携については、内部監査規程、監査役会規程の見直しを通じて両規程に加えてまいります。なお、5) の※に記載のとおり、内部監査室長が決定するまでの期間は、会計コンサルティング会社に内部監査業務について支援を受けることを、平成28年6月14日の取締役会にて決議し契約を締結いたしました。すでに週次マネジメントミーティングへの参加、規程の見直し等、業務を開始しております。

7) 会計監査人への情報提供の充実

会計監査人の実地確認において実在性の確認手続きをするよう監査役が要請したものの、該当取引が対象とならず発見には至らなかったことについて、監査役と会計監査人の連携は一定程度とれていたものの、今回の不正を発

見るには不十分であったと判断しております。よって、今後は当社財務経理の責任者が会計監査人と適宜意見交換を行ない、当社グループ全般の経営の状況や新たに生じた取引等に関する情報を共有して、それらに関する会計方針や会計処理について迅速かつ適切に決定してまいります。

また少なくとも3か月に1回、三様監査会議（監査役、会計監査人、内部監査室）を行ない、会計監査人より四半期の監査の結果について報告を受け、会計監査人に対して会計監査人が実施する監査手続の設計（実施すべき監査対象（子会社も含む）、時期、実施方法等）について提案や意見を述べることにより、深度ある会計監査の実効性確保に努めてまいります（CG原則3-2②）。また上記「6）内部管理体制の強化」にも記載のとおり、こうした連携については、内部監査規程、監査役会規程の見直しを通じて両規程に加えてまいります。

8) コンプライアンス意識の改善

係る事象において規程に則った稟議や決議が行われていなかったこと、また疑義のある仕入れに対して業務担当者が検収書を作成、日付を設定していたことは、当社グループ役職員のコンプライアンス意識が欠如していたことにも起因すると考えられます。同様の事態が生じることを防止するため、海外も含め役員ら及び当社グループの全従業員（以下「役職員ら」といいます。）に対し、定期的（年4回を目安とします。）に外部の専門家等によるコンプライアンス研修を受講させ、及び/又は外部で開催されるコンプライアンス関連セミナー等に参加させ、コンプライアンス意識を根付かせます。

なお、今回の事象に対する完全策としてのコンプライアンス研修の内容としては、次のようなものを想定しております。

- ・社内規程について
- ・情報管理について（インサイダー取引、個人情報保護等）
- ・適時開示について

また、役職員らから、コンプライアンス順守を徹底する旨の誓約書を回収します。
罰則規定については、従業員は就業規則に、役員は役員規程に則ります。

9) 内部通報制度

今回の不適切な会計処理は、営業・業務部門で意図的に契約書、検収書等のバックデートによる作成が行われたために、経理部門での発見ができなかったものと思われれます。また、仮に業務担当者が不審な点に気づいていたとしても、当時は内部通報制度が周知されていなかったため、その制度が機能していなかったと考えられます。そのため、今後は法令違反や不正行為等のコンプライアンス違反の発生等を防ぐため、CEO及び社外監査役への「ヘルプライン」（電子メールの窓口）を設け、直接通報できる仕組みを導入いたします。「ヘルプライン」の窓口及び使い方については各店舗、オフィスにて掲示することにより周知を徹底いたします。

なお当社の内部通報制度規程においては、情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止が定められております（CG原則2-5①）。今後は規程及び制度の周知を徹底することで実効性のある運用を行うとともに、取締役会がその運用状況を監視いたします（CG原則2-5）。

10) 事業計画に基づく予算管理機能の強化

今回の不適正会計の根源的な問題点として、「ガバナンスを作る」べき当時の経営者に事業能力が不十分だったことが考えられます。よって、事業家ではない経営陣を排除し、飲食事業で実績のあるアンドリュー・ネイサンと内部管理に精通しているカトリーナ・ビニヤスカを中心とした経営体制としました。また、新たにCFO候補者を採用しますので、これらによって適切で現実的な事業計画の立案・策定と、厳格な内部管理体制の構築と運用が実現できます。

予算策定は年1回、予算管理規定に従い各部門（別紙2参照のこと）が予算案を編成し管理部が取りまとめ、調整を行ったうえで全社予算案を作成して取締役会へ付議し、審議のうえ決議致します。また予実管理は毎月月次決算終了後に財務部門が対比表を策定、週次の財務ミーティング内でCEO、COOに報告致します。また予算の修正等が必要となった場合は財務部門が修正案を策定し、週次の財務ミーティング及び週次マネジメントミーティングで報告、討議致します。また、業績予想の修正が必要となるような事象が発生した場合は、財務部門が予算案を作成し週次マネジメントミーティングで討議したうえで取締役会に付議し、審議、決議したうえで開示致します。

なお、上記内容を反映させた予算管理規程の見直しを実施し、平成28年7月末を目途に周知し徹底してまいりま

す。

1 1) 経理・資金管理機能の強化

今回の不正については、取締役の不正な指示にもとづき、営業・業務部門で意図的に契約書、検収書等の偽造が行われ、経理部門での発見ができなかったことが原因でした。

それを受けて、5) 組織体制の改善でも記載のとおり、管理部の中に経理担当、財務担当と人員を確保することで、経理・財務人員の充実を図っております。それにもなって資金管理体制も強化し、資金は財務担当者が管理し、通帳等貴重品は金庫で番号は財務担当と CEO のみで管理する体制としております。また、資金繰りの管理については週1回 CEO、COO、財務担当者が財務状況をミーティングにて確認し、入金予定、支払予定の詳細を情報共有したうえで資金繰表を作成報告しています。

また規程の再整備も行います。経理規程については、上記経理、財務体制の変更に伴い部門名の変更を中心に実施します。

一方、経理事務不正防止管理規程を新たに制定し、経理・財務部門を含む管理部門が稟議過程、経理処理過程等において不審な事項を発見した場合に、内部通報制度等を利用して速やかに監査役等に通報することや、管理部長、内部監査室による定期的な検証手続き等を定め、周知徹底、運用することで不正等の抑止及び発見につなげてまいります。

1 2) 開示体制の強化

当社は今回の不適切な会計処理、以前の平成26年9月5日に東京証券取引所へ提出した改善報告書におきまして、度重なる不適切な開示の発生に対する改善措置を提出し、その後、有価証券上場規程第503条第1項の規定に基づき、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した改善状況報告書を平成27年3月19日に提出しております。

しかし、誠に遺憾ながら、改善策実施期間中におきましても主要な執行者が回答書の作成過程に積極的に関与せず不適切な開示が発生し、また、一部の改善策に遅れが生じたため、完全な状態での改善策実施には至っておりませんでした。

当時の改善策と現状は以下のとおりです。

① 第三者割当増資等の資金調達に関する改善策

平成27年3月19日付で提出いたしました「改善状況報告書」に再発防止に向けた改善策には、下記について実施・運用することとしておりました。

【平成27年3月19日時点の改善策】

A) 実質的な資金拠出者との面談の実施

平成26年7月14日付の第三者割当増資のケースのように、実質的な資金拠出者と割当先が異なるようなケースにおいては、今後、資金の拠出額が1億円以上となる場合、あるいは投資事業組合等の出資者グループで構成されているケースにおいて、投資事業組合等の出資者の出資割合が投資事業組合等の投資判断の意思決定に対する影響力を持つと考えられる25%以上を占めるような場合、実質的な資金拠出者と面談する機会を設け、資金を拠出していただく目的、保有方針等を直接確認することといたします。

B) 資金拠出者情報の重要性の説明

提案者及び資金拠出者に対しては、資金拠出者に関する情報の重要性において、資金拠出の提案があった時点で説明することといたします。

C) 出資の経緯に係る関係者への直接の確認

出資の経緯に係る事実関係については、関係者に直接確認することにより、不適正な開示を防ぐことといたします。

D) 第三者の管理する口座開設

出資金の取扱については、原則として、払込期日までに、第三者が管理する別口座を準備し、払込期日以前に確実に払込資金を確保・確認できることといたします。

ただし、投資事業組合等の割当者が、その組合契約等により、払込期日以前の別口座への入金ができないことが明らかである場合等は、払込期日までの期間について払込金額が担保されていることが当社の求めに応じ証跡をもって報告がなされる等、資金の拠出者が管理されている状況が確認できることを条件に、例外的に第三

者が管理する口座での扱いは行わないものいたします。

E) 資金証明の入手

上記資金の確保については、取締役会決議の前にその準備状況を証拠の入手をすることをもって確認し、払込金額の確保の状況を確認するとともに払込期日までの間、継続的にコミュニケーションをとることといたします。

また、第三者が管理する特別口座については、その準備の進捗状況を確認し、確実に口座の開設と払込資金の確保を確認していきます。

【現状】

本日平成 28 年 6 月 28 日付で開示しております、「第三者割当による第 8 回新株予約権の発行に関するお知らせ」について、A) 実質的な資金拠出者との面談 については実施できておりませんが、例外的に以下の対応を行ったうえで、割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がない旨確認しています。①本新株予約権の割当予定先である Japan Opportunities Master Fund Ltd. の代表マイケル・ラーチ氏と直接、面談・ヒアリングを実施し、割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力と関わりがないことを確認 ② Japan Opportunities Master Fund Ltd.、その代表取締役である、マイケル・ラーチ氏、リチャード・チゾム氏、その唯一の株主である Evolution Capital Management LLC、並びに運用資産の主たる出資者である Japan Opportunities LP 及び Japan Opportunities Ltd. について反社会的勢力等と何らかの関係の有していないか、過去の新聞記事や WEB 等のメディア掲載情報の検索により反社会的勢力でない旨を確認 ③割当予定先並びに運用資産の主たる出資者である Japan Opportunities LP 及び Japan Opportunities Ltd から、反社会的勢力との間において一切関係ない旨の誓約書を受領 ④割当予定先の管理会社である MUFJ Fund Services (Cayman) Limited からは、割当予定先に出資するすべての BlackRock Financial Management, Inc. が投資助言契約を締結している投資家について、「当社は、いかなるファンド、出資者、出資者を管理監督する者、出資者に管理監督される者、受益権者が、米国財務省の海外資産管理室によって管理されている禁止人物、禁止国、テロリストのリストに上がっておらず、また、国連および欧州連合またはその関係法域において制定されたその他の制裁リストにも上がっていないことを確認しております。」を記載した旨のレターを受領 ⑤企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社 JP リサーチ&コンサルティング(東京都港区虎ノ門 代表取締役 古野啓介)に上記法人及び個人に対する調査を依頼し、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、現時点において、当該割当予定先を含む調査対象者について反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領

なお、B) 資金拠出者情報の重要性の説明、C) 出資の経緯に係る関係者への直接の確認、D) 第三者の管理する口座開設については実施しております。E) 資金証明の入手に関しても、実質的な資金拠出者を含め、その内容を確認しております。

② 社内体制の整備(情報取扱責任者、開示担当者、外部アドバイザーとの連携等)

平成 27 年 3 月 19 日付で提出いたしました「改善状況報告書」における再発防止に向けた改善策には、下記について実施・運用することとしておりました。

【平成 27 年 3 月 19 日時点の改善策】

A) 情報取扱責任者の採用

現状、財務担当執行役員が情報取扱責任者を兼務しておりますが、平成 27 年 1 月までに、適時開示をはじめとする、情報開示に関する業務に責任者として携わっていた人物を、情報取扱責任者兼 IR 担当執行役員として採用し、兼務を解消いたします。

B) 経営支援本部取締役の選任

現状、代表取締役が兼任している経営支援本部担当取締役を、新たに選任する予定です。今後は、新たな経営支援本部担当取締役の管理の元、財務担当執行役員は、財務会計に関する業務を中心とし、IR 担当執行役員は、適時開示に関する業務を中心とし、業務が分担され、それぞれ情報を共有できるとともに内部牽制により不適切な開示を防止いたします。

C) 開示担当者の採用

平成 27 年 1 月までに、開示担当者を、新規の採用又は経営支援本部との兼務により配置いたします。

D) 外部アドバイザーとの連携

新たな情報取扱責任者である IR 担当執行役員及び開示担当者の採用又は兼務ができるまでの間は、現情報取扱責任者である財務担当執行役員が外部のアドバイザーと連携を図り、発生事実、決定事実の識別を行い、投資家の投資判断に有用な情報を適切に開示していきます。

なお、外部のアドバイザーにつきましては、現在、契約している城所公認会計士事務所に加えて、開示ドラフトを作成するために適時開示に関する業務経験が豊富であり、現在も上場会社の情報取扱責任者である個人と業務委託契約を締結しております。

【現状及び今後の運用】

社内体制の整備については、上記「5)組織体制の改善」に記載のとおり実施しており、組織体制図は別紙2のとおりです。上記改善計画書を提出した当時に管理部門として機能していた「経営支援本部」については、現在「管理部」と名称を変更しており、管理部長は現在採用予定です。なお、適時開示の実務については今後、上記改善計画書提出後に採用した情報取扱責任者兼 IR 担当執行役員に代わって経営企画室が担うこととしており、情報取扱責任者は管理部長に変更を予定しております。

また D)外部アドバイザーとの連携については、平成 28 年 1 月以降行われておりませんが、開示ドラフトについて、取締役会における決議が必要な開示は、取締役会にて出席役員のチェックを受け、それ以外の開示は、代表取締役のチェックを受けております。また、「情報開示委員会」の構成を現状に合わせて変更し、今後は代表取締役、管理部長（情報取扱責任者）、経営企画室（適時開示担当部門）、社外取締役、社外監査役をメンバーとする情報開示委員会を必要に応じて招集し、開示の必要性の判断や開示内容の検討等を行います。

③ 適時開示に関する業務フロー

【現状及び今後の運用】

A) 適時開示業務マニュアルと業務フローの見直し

現状にあわせ、別紙1「適時開示体制図」のとおりの開示体制としております。あわせて適時開示業務マニュアルの見直しを行い、「情報開示委員会」に関する条文(構成員や運営等)とともに、担当部署名、業務フローも現体制に合わせて改訂いたします。

B) IR カレンダー及び適時開示判断基準の策定

IR カレンダーを作成し、基準は貴取引所の定める適時開示ガイドブックを遵守します。

C) 適時開示業務マニュアルの勉強会実施

国内外の子会社も含めた役職員に対して、適時開示の重要性和適時開示マニュアルの内容について研修します。国内は平成 28 年 6 月より開催し、海外は平成 28 年 7 月中を目途に開催します。

④ 外部アドバイザー及び監査法人との情報の共有化

【現状及び今後の運用】

A) 外部アドバイザーとのミーティングの実施及び適時開示業務マニュアルへの記載

外部アドバイザーである城所公認会計士事務所との打合わせは平成 27 年 12 月までは定期的を実施しておりました。平成 28 年 1 月以降は新経営陣に合わせて適時開示マニュアルを見直す必要がありましたが、人員不足により実施できておりませんでした。このたび内部管理体制強化に合わせて適時開示体制も再検討するに当たり、情報開示委員会の構成員に社外取締役、社外監査役を加えることで外部アドバイザーの招聘よりも、より効果的な検討・確認が可能と判断し、外部アドバイザーとの契約は継続しないこととしました。

B) 監査法人とのミーティングの実施

上記 ②社内体制の整備【現状及び今後の運用】に記載のとおり情報開示委員会の構成を見直し、より社内の事情を把握したメンバーを機動的に招集する体制といたしました。メンバーには社外監査役も含まれることから、上記改善計画 4) 監査役的活動・監査役会の活性化、7) 会計監査人への情報提供の充実 に記載のとおり会計監査人との日常的な連携体制を構築する中で、必要に応じて開示案件についても社外監査役を通じて相談する体制といたします。

⑤ 「情報開示委員会」

【現状及び今後の運用】

情報開示委員会については、平成 27 年 12 月までは適時開示マニュアル通りの運用ができていましたが、平成 28 年 1 月からはできておりませんでした。具体的には、代表取締役及び外部アドバイザーの不参加です。代表取締役については、会議開催後に秘書を通して情報共有、報告をするという運用になっておりましたが、外部アドバイザーは、契約期間満了日以降、経営陣が刷新されたことに伴って情報開示委員会の運用体制自体を再検討すべきであるとの指摘を受け、契約更新を行っておりませんでした。

今後は上記② 社内体制の整備に記載のとおり、情報開示委員会を現状の組織体制及び当社の状況に合わせて変更致します。構成員は、代表取締役、管理部長、経営企画室、社外取締役、社外監査役とし、より社内の事情を把握したメンバーを機動的に招集する体制とし、漏れなく正確な適時開示が可能な体制といたします。

それに伴って、適時開示業務マニュアルの情報開示委員会に関する条文(構成員や運営等)を改訂し、運用いたします。

IV 再発防止策実施に向けた体制整備及び改善スケジュール

1. 体制

以下の通り体制を整備致します。

コーポレートガバナンス系統図 (別紙1)

今後の組織体制図 (別紙2)

適時開示体制図 (別紙3)

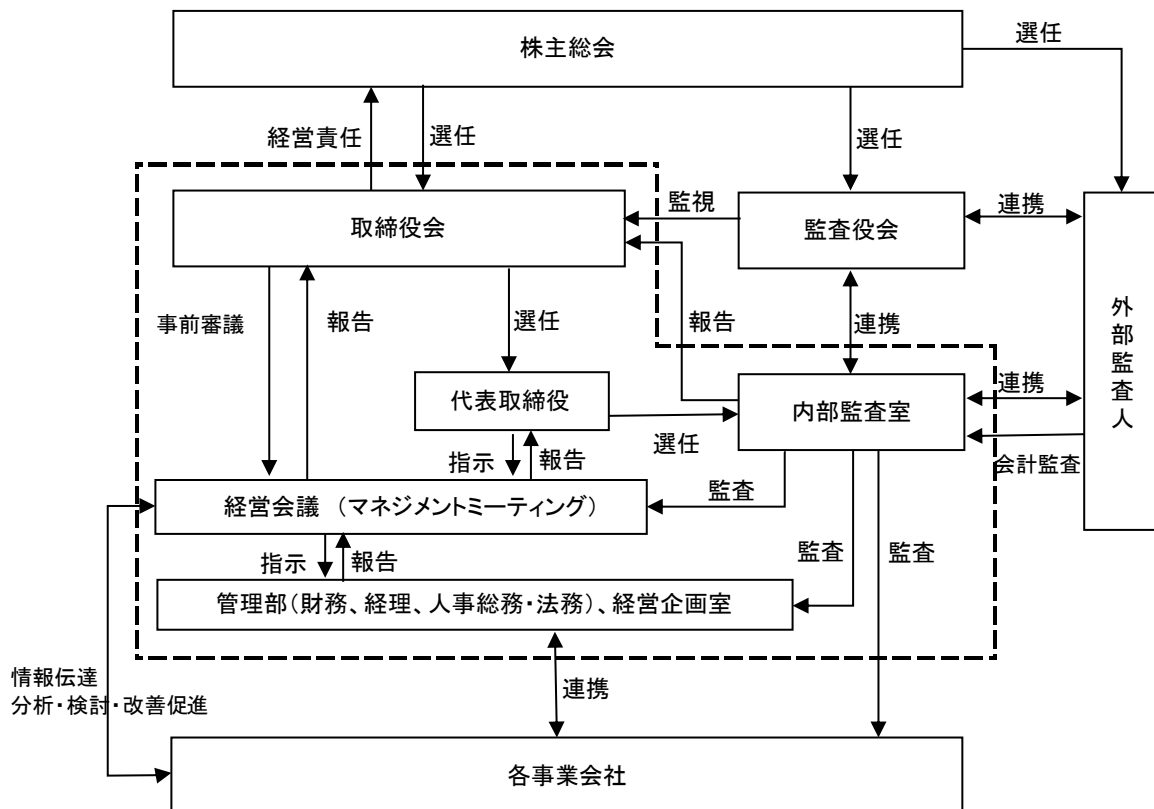
2. スケジュール

「Ⅲ 再発防止策」の主なスケジュールは別紙4のとおりです。

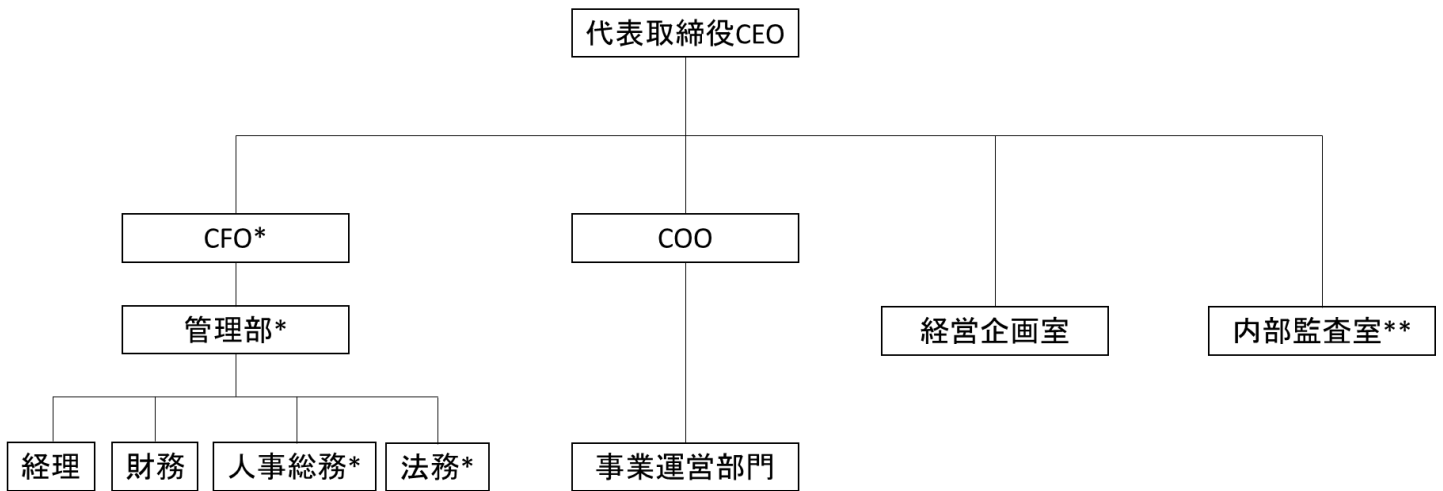
なお、今後スケジュール及び改善策に大幅な変更があった場合は、速やかに開示致します。

別紙

別紙1 コーポレートガバナンス系統図



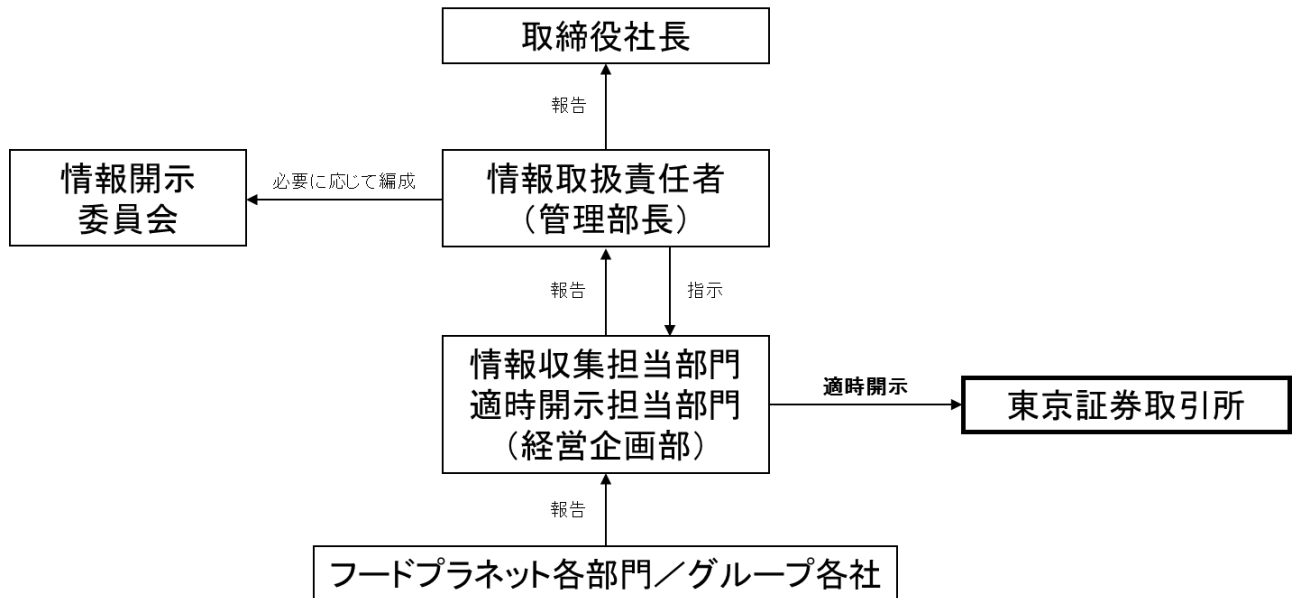
別紙2 今後の組織体制図



*CFO兼管理部長、総務担当、法務担当は、採用予定。

**内部監査室長は、採用までの外部委託契約を締結済み。

別紙3 適時開示体制図



別紙4 再発防止策スケジュール

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1. 責任の明確化							
1) 当社前取締役等に対する損害賠償請求							
前取締役等3名に対する損害賠償請求							
・損害賠償請求の継続							
その他の関係者に対する処分							
・処分案の検討		対応中					
・処分の実行							
							処分案の検討結果によって適宜対応
2. コーポレート・ガバナンスの改善及び統制環境の整備並びに改善策							
1) 取締役会の機能強化							
① 取締役会付議事項の確認（週次マネジメントミーティングの運営強化）							
・週次マネジメントミーティングへの議題に取締役会付議事項を追加する。							
・経営企画室が事務局となって議事録を作成する。							
組織規程の改訂							
・組織規程の草案を作成する。		対応中					
・草案に対して取締役会で承認する。			下旬				
・規程が制定されたことを全社通達する。			下旬				
・運用開始				1日より			
② 社外取締役・社外監査役への情報提供の充実							
・週次マネジメントミーティングの議事録を社外役員に共有							
・取締役会3営業日前までに議題と資料を役員に送付							
④ 少数株主の保護について							
・「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する方針」案作成			上旬				
・草案に対して取締役会で承認する。			下旬				
・運用開始				1日より			
2) 役員からの不適切な指示を牽制する仕組みの強化							
① 取締役運営細則の制定							
・取締役運営細則の草案を作成する。		対応中					
・草案に対して取締役会で承認する。			下旬				
・運用開始				1日より			
② 役員規程の改訂（又は役員服務規程の制定）							
・役員規程を見直し改訂案を作成する。		対応中					
・役員服務規程の草案を作成する。		対応中					
・草案に対して取締役会で承認する。			下旬				
・運用開始				1日より			
③ 経理事務不正防止管理規程の制定							
・経理事務不正防止管理規程の草案を作成する。		対応中					
・草案に対して取締役会で承認する。			下旬				
・規程が制定されたことを全社通達する。			下旬				
・運用開始				1日より			
④ 稟議規程および稟議書フォーマットの改訂							
・稟議規程/職務権限規程改定案の作成		対応中					
・稟議書フォーマット改定案の作成			下旬				
・改定案に対して取締役会で承認する。			下旬				
・規程が制定されたことを全社通達する。			下旬				
・運用開始				1日より			
⑤ 経理規程の改訂							
・経理規程を見直し改定案作成。（証憑の偽造禁止条項を追加）		対応中					
・草案に対して取締役会で承認する。			下旬				
・規程が制定されたことを全社通達する。			下旬				
・運用開始				1日より			
3) 子会社の管理体制強化							
関係会社（子会社）管理規程の改訂							
・関係会社（子会社）管理規程を見直し改訂案を作成する。		対応中					
・草案に対して取締役会で承認する。			下旬				
・規程が改訂されたことを全社通達する。			下旬				
・運用開始				1日より			
子会社の再編							
・子会社の再編案の検討			中旬				
・子会社再編の方針について取締役会で承認する。			下旬				
4) 監査役的活動・監査役会の活性化							
監査役の活動・監査役会の活性化							
・取締役運営細則を制定する。							
監査役会規程の改訂							
・監査役会規程を見直し改定案作成。		対応中					
・草案に対して取締役会で承認する。			下旬				
・運用開始				1日より			
5) 組織体制の改善							
管理部門の増員補強			中旬				
6) 内部監査室の機能強化							
専任内部監査室長の設置							
・外部コンサルタント会社との内部統制支援業務委託契約書を締結		対応済み					
・機関会議への出席（取締役会、週次マネジメントミーティング）							
7) 会計監査人への情報提供の充実							
三様監査会議の開催							
・三様監査会議による情報共有			上旬		中旬		中旬
8) コンプライアンス意識の改善							
コンプライアンス研修の実施							
・役員向けと従業員向けの研修内容を検討する。		対応中					
・研修資料を作成する。（海外従業員分は翌月対応）			中旬				
・研修会を実施する。（海外従業員分は翌月対応）				下旬			
・研修効果を測定する。（海外従業員分は翌月対応）					下旬		
コンプライアンス順守に関する誓約書の回収							
・誓約書を作成する。		対応中					
・従業員から誓約書を回収する。			下旬				
9) 内部通報制度							
ヘルプラインの設置							
・代表取締役及び社外監査役への内部通報窓口を設置する。		対応中					
・全従業員へ内部通報窓口を周知し、運用を開始する。			下旬				
10) 事業計画に基づく予算管理機能の強化							
予算管理規程を改訂する。							
・予算管理規程の改訂案を作成する。		対応中					
・改訂案に対して取締役会で承認する。			下旬				
・規程が改訂されたことを全社通達する。			下旬				
・運用開始				1日より			
11) 経理・資金管理機能の強化							
・経理規程の改訂案を作成/経理事務不正防止規程の草案を作成		対応中					
・草案に対して取締役会で承認する。			下旬				
・運用開始				1日より			
12) 開示体制の強化							
開示体制の強化							
・適時開示業務マニュアルの改訂案を作成する。		対応中					
・適時開示業務担当者向けIRカレンダーを作成する。			上旬				
・改訂案に対して取締役会で承認する。			下旬				
・運用開始				1日より			

※内部管理体制強化の進捗状況の取りまとめは経営企画室が行い、内部監査室がそれをサポートします。また全項目に対し、内部監査室が運用開始後の実態調査を定期的にいきます。